

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例		
条 例 番 号	昭和 43 年神奈川県条例第 13 号	法 規 集	第 9 編第 4 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部畜産課		
条 例 の 概 要	優良な後継牛を育成することにより酪農業の振興を図り、併せて県民の畜産業への理解を深める場を提供するための施設である神奈川県立大野山乳牛育成牧場の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  ( 現在でも 必要な 条例か。 )	大野山乳牛育成牧場は、優良後継牛を育成することにより酪農業の振興を図り、併せて県民の畜産業に対する理解を深める場を提供するための施設であり、現在においても設置する必要がある。本条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その設置、管理等に関し必要な事項を定めたものであり、必要な条例である。	
	有効性  ( 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 )	大野山乳牛育成牧場は、広大な牧野において受託した育成牛の放牧を行うことにより、優良な後継牛を育成しており、県内酪農業の発展に寄与している。また、ふれあい施設等を整備し、自然とのふれあいを通して畜産業に対する理解を深める場として、県民が広く利用できる施設として有効に機能している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託牛頭数 80 頭／年</li> <li>・累計受託頭数 3,073 頭 (S43～)</li> <li>・まきば館利用者数 H19 年度 38,622 人 H20 年度 41,561 人</li> </ul>
	効率性  ( 現行の内 容で効率 的といえ るか。 )	受託業務は、年間計画に基づき、各地域県政総合センター等と連携を図りながら行っており、その運用は効率的に行われている。ふれあい施設等利用した業務についても、畜産業に関する展示及び県民を対象とした畜産交流教室を実施するなど効率的に運用されている。	
	基本方針適合性  ( 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 )	県の総合計画である「神奈川県力構想」及び神奈川県都市農業推進条例において、新鮮で安全・安心な食料等の安定的供給を図ること及び農林水産業の有する多面的な機能を発揮することが基本方針として位置付けられており、大野山乳牛育成牧場は、それらに適合している。	
	適法性  ( 憲法、法令 に抵触し ないか。 )	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)